

## ベネズエラでのジョイントベンチャー契約への移行について

平成 19 年 3 月 7 日

帝国石油株式会社

帝国石油株式会社（東京都渋谷区：社長：相岡 雅俊）が 100%出資するベネズエラ石油株式会社は、ベネズエラ・ボリバル共和国の陸上鉱区であるグアリコ オリエンタル及びコパ・マコヤ両鉱区において、昨年 9 月 29 日に CVP（同国国営石油会社 PDVSA の子会社 Corporacion Venezolana del Petroleo）とジョイントベンチャー契約を締結、その後、ガス事業はジョイントベンチャー会社 Gas Guarico,S.A.（資本参加比率：当社 70%、PDVSA Gas30%）を、原油事業はジョイントベンチャー会社 Petroguarico,S.A.（資本参加比率：当社 30%、CVP70%）を設立し、作業サービス協定からの契約移行を進めて参りました。今般、3 月 2 日付で石油エネルギー省からガス事業に対してガスライセンスが付与されたことにより、ジョイントベンチャー契約へ正式に移行することとなりましたので報告いたします。

当社と致しましては、原油・ガス事業それぞれに同国政府が直接参画することにより、長期的に安定した事業運営が期待されること、ジョイントベンチャーの契約期間は移行契約発効後 20 年となっており契約期間の実質的延長が得られたこと等より新たな事業展開が図れる良い機会と捉えております。

従いまして、今般の契約改定を前向きに評価すると共に、同国との緊密な信頼関係を構築し、同国での事業基盤をより強固なものとする所存であります。

なお、Gas Guarico,S.A.及び Petroguarico,S.A.は 12 月決算会社であることから、平成 19 年 3 月期の当社連結決算においては、同 2 社の売上高等を計上しない予定です。

以上